

第1章 地域密着型金融推進計画とは

1. リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの策定

(1) 旧アクションプログラム策定の経緯

平成14年公表された「金融再生プログラム」の中で、中小・地域金融機関の不良債権処理の方法として、主力行とは異なる特性を有する「リレーションシップバンキング」という考え方が示された。大手行が「スコアリングモデル」等に代表される定量的なデータから中小企業との取引を検討するのに対し、中小・地域金融機関は地域の企業との人的な関係性を重視した地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の機能強化を通じて、中小企業の再生と地域経済の活性化を図りつつ、同時に不良債権問題の解決を目指すこととしたのである。

それを受けて各地域金融機関で策定されたのが、平成15～16年を集中改善期間とする「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（以下、「旧アクションプログラム」とする。）である。

この旧アクションプログラムによって、地域金融機関の取引先に対する姿勢が大きく変化することとなる。中小企業診断士の会員各位も、特に企業再生に関与した経験を持つものであれば、この変化を肌で感じているものも少なくないのではないだろうか。

(2) 旧アクションプログラムの実績と評価

旧アクションプログラムの実績や評価については、金融審議会金融分科会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」等において検討が行われてきたが、平成17年3月に「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の実績等の評価等に関する議論の整理（座長メモ）が公表されたので、内容の一部を紹介する。

①評価できる点は以下のとおり。

- ・ 現行アクションプログラムの策定により、中小・地域金融機関が地域において自ら果たすべき役割を再認識した。
- ・ 金融機関が積極的に取引先企業の実態把握に努めるようになってきたほか、企業再建支援にも前向きに取り組む姿勢がみられるなど、中小企業に対する融資の姿勢や支援に向けた取り組み状況は改善してきている。
- ・ 産業クラスターサポート金融会議の開催等、中小企業支援のための体制整備や政府系金融機関との連携など、地域密着型金融を推進するための基本的な態勢の整備は進んできている。
- ・ こうした点にかんがみると、これまで2年間の「集中改善期間」を通じた各金融機関の地域密着型金融の取り組みについては、一定の評価ができる。

②不十分と考えられる点は以下のとおり。

- 地域密着型金融の本質が、必ずしも金融機関に正しく理解されていない場合も見受けられ、利用者（借り手、預金者その他の金融機関を利用する全ての者をいう。）にも十分に認知されるに至っていない。また、本来、地域密着型金融の成果として期待される高リターンの実現は未だ道半ばであり、こうした観点からは、金融機関の取組みは未だに満足できるレベルに到達していない。
- 現行アクションプログラムでは、一律の要請事項と受けとめられていたこともあって、金融機関の策定した計画が総花的となっている。
- 金融機関の取組み姿勢・実績にバラツキがみられ、地域密着型金融の推進について対応の遅れている金融機関もある。事業再生については、債権放棄等の財務リストラにとどまっており、構造的要因に対応できるものとなっていない。
- 企業の将来性や経営者の資質等を評価する「目利き」能力が不十分であり、依然として、融資判断が財務データや担保力に偏重したものとなっている。
- 融資の謝絶や取引関係の見直し等の際に十分な説明が行われていない事例も多くみられる。
- 地域社会の活力を支える小規模事業者がおかれている状況は引き続き厳しく、これらの企業にまで地域密着型金融の取組みが浸透しているとはいえない。
- 金融機関の利用者に対する情報開示は、未だ十分なものとはいえない。

③以上を踏まえると、今後の課題としては、以下の点を挙げることができる。

- 地域密着型金融の本質（後述）を金融機関が正しく再認識するとともに、利用者にこの考え方を十分に認識してもらうことにより、地域密着型金融を一層推進する必要がある。
- 地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」により推進していくことが重要である。
- 地域密着型金融の推進への対応の遅れに対する規律付けやインセンティブの付与が必要である。
- 構造的要因に対応した事業の再構築等による効果的な事業再生の推進が必要である。
- 「目利き」能力を十分に発揮した、担保主義からの脱却が求められる。
- 地域の利用者に対する更なる情報開示の推進が求められる。

また、全国の財務局で、平成 17 年 3～4 月に、各地域の中小・地域金融機関の利用者等（商工業者、消費者、経営指導員）を対象としたアンケート調査を行っている。その結果、「取組み全体に対する評価」では、積極的評価（「大変進んでいる」1.9%、「進んでいる」43.3%の合計）が 45.4%と、消極的評価（「全く進んでいない」2.2%、「あまり進んでいない」35.2%の合計）37.4%を上回っており、利用者からも一定の評価を得られている。

地域的には、中国財務局（積極的評価 59.0%）、東北財務局（同 53.6%）、東海財務局（同 52.5%）において、積極的評価が 5 割を超えており、中国地方では金融機関の積極的な取組み

姿勢があるものと推測される。

業態別には、信用金庫（積極的評価 52.5%）の評価は、第二地方銀行（同 47.8%）、地方銀行（同 43.6%）を上回っており、信用金庫の前向きな取組みが評価されている。

（３）新アクションプログラムの策定

旧アクションプログラムを承継する新たなアクションプログラムとして、平成 17 年 3 月に金融庁から、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」（以下、「新アクションプログラム」という。）が公表された。

その基本的考え方は以下のとおりである。

- ①地域密着型金融の継続的な推進
- ②地域密着型金融の本質を踏まえた推進
- ③地域の特性や利用者ニーズ等を踏まえた「選択と集中」による推進
- ④情報開示等の推進とこれによる規律付け

２．新アクションプログラムにおける各金融機関への要請内容

新アクションプログラムでは、各金融機関に対して、具体的取組み事例の例示等により以下のような取組みを要請している。平成 17 年 3 月 29 日金融庁公表の「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（平成 17～18 年度）」には、取組み事例の例示等により、かなり具体的な要請を行っている。紙面の関係でご紹介ができないのは残念だが、ホームページ上に公開されているので、参考にされたい。

（１）事業再生・中小企業金融の円滑化

①創業・新事業支援機能等の強化

- 業種別担当者の設置等による融資審査態勢の強化等
- 産学官の更なる連携強化等
- 地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等

②取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

- 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化
- 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化
- 中小企業支援スキルの向上を目的とした取組みの強化
- 要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化
- 健全債権化等の強化に関する実績の公表等

③事業再生に向けた積極的取組み

- 事業再生の早期着手に向けた取組みの促進（プリパッケージ型事業再生や私的整理ガイドラ

インの積極的活用等)

- 多様な事業再生手法の一層の活用
- 外部機関の事業再生機能の一層の活用
- 金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用
- 再生企業に対する支援融資の拡充
- 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進
- 人材プールの設置
- 再生企業に対する支援融資の拡充のための環境整備

④担保・保証に過度に依存しない融資の推進

- 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充
- 中小企業の資金調達手法の多様化等

⑤顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化

⑥人材の育成

(2) 経営力の強化

- ①リスク管理態勢の充実
- ②収益管理態勢の整備と収益力の向上
- ③ガバナンスの強化
- ④法令等遵守（コンプライアンス）態勢の強化
- ⑤ITの戦略的活用
- ⑥協同組織中央機関の機能強化
- ⑦検査、監督体制

(3) 地域の利用者の利便性向上

- ①地域貢献等に関する情報開示
- ②中小企業金融の実態に関するデータ整備
- ③地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立
- ④地域再生推進のための各種施策との連携等
- ⑤利用者等の評価に関するアンケート調査

(4) 進捗状況の公表